

「規律から管理へ」テーゼを再考する ——「個別化に基づく規範化と序列化」としての現代的規律の 考察に向けた試論——

平 井 秀 幸

【要旨】

フーコーが主権権力と区別される近代的権力の範型として定式化した規律は、1980年代から1990年代にかけて、学問領域を問わずさまざまな（批判的）社会分析において極めて重要な分析概念となった。ところが、主として福祉国家の画一性や暴力性を批判するための概念であった規律は、福祉国家の退潮とともにその理論的地位を後退させていく。現代社会は、「規律社会から管理社会へ」と移行しているのであり、新自由主義やポスト福祉国家を分析するための概念として規律は不適切なものとみなされているのである（「規律から管理へ」テーゼ）。しかし、フーコー自身のテキスト等に依拠すれば、「規律から管理へ」テーゼにおける規律理解は必ずしも妥当なものとは言えない。規律は「個別化に基づく規範化と序列化」をエッセンスとするものであり、開放空間で希釈化されたかたちであっても作動する、主権や安全等の他のテクノロジーと並び立つ、特定の歴史的日付や福祉国家的合理性に限定されないテクノロジーなのである。

キーワード：規律、管理、フーコー

1. はじめに

本論文は、フランスの思想家であるミシェル・フーコー（Foucault M.）出自の術語である「規律（discipline）」概念の輪郭をフーコー自身のテキストに立ち戻って再検討することを通して、現代において規律を理解する際の参照枠として広く普及している「規律から管理へ」テーゼを再考し、規律と現代社会の新たな関係性を考察するための準備作業を行うことをめざすものである。

1975年に出版された『監獄の誕生』（Foucault 1975=1977）以来、特に1980年代から1990年代にかけて、学問領域を問わずさまざまな（批判的）社会分析において規律が極めて重要な分析概念としての地位を有した時代が存在した。このこと自体に異を唱える者は、人文社会科学の徒であればまずいないだろう。しかし、上で「有した」と過去形で記したのは、現在においては必ずしもこの記述が妥当ではないことを示唆している。今日においては、規律概念はアカデミックな言説空間の中でかつて誇った地位を（すっかりとは言わないまでも）少なからず喪失していると言ってよい。誤解を恐れずに言えば、規律はもはや歴史的役割を終えた概念とみなされている節があるなかで、規律と現代社会との関係について述べることはかなり勇気の

いる振る舞いのように思える。

とはいえ規律は、なぜ現代においてあまり顧みられることのない「時代遅れ」の術語となってしまったのだろうか。本論文は、現代社会を理解するうえで規律はいまだ重要な術語であると主張するものであるが、そうした議論を行う前に、現代において規律を語ることがなぜ困難となってしまったのかについて理解しておく必要がある。そこで本論文ではまず、規律をめぐる諸学説（史）を簡単にレビューし、規律が現代社会を理解するうえで不適切な概念とみなされていく過程と背景をまとめ、現代における有力な規律理解を「規律から管理へ」テーゼとしてまとめる（第二節）。次に、フーコー自身のテキストに立ち戻って規律概念を再検討し、そのエッセンスとして「個別化に基づく規範化と序列化」というべき特徴が存在したことを確認する（第三節）。そして、「規律から管理へ」テーゼを幾つかの要素に分解して詳細に検討したうえで、そこにおける規律理解が成り立たない根拠／論拠を示すというかたちで同テーゼの批判的検討を行う（第四節）。

規律を「時代遅れ」とみなしているうちは、現代社会における規律の役割を肯定的に評価することも批判的に検討することもできない。本論文は、「規律から管理へ」テーゼの再考を通して、規律の後退を前提としない新たな現代社会理解や、そこにおいて「個別化に基づく規範化と序列化」としての規律が果たす機能の社会学的検討を可能とするための準備作業を行うことを第一義的な目的とする。

2. 規律の語られ方——過剰問題から過少問題へ——

本節では第一に、規律概念の“地位低下”過程を把握するために、まさにフーコー自身が規律の主たる経験的舞台として想定していた三つの領域——学校（教育）、病院（近代医療）、監獄（矯正）——を例にとり、規律をめぐる社会学的説明の展開を簡潔にあとづける¹。そして第二に、領域横断的に語られた規律の“地位低下”を理論化しようとする試みを概観し、そこにおいてはポスト福祉国家化や新自由主義化の趨勢のもとで「規律から管理へ」と介入テクノロジーの力点移動がみられるという理解が上昇していることを確認する。

2. 1. 経験的領域における規律の語られ方

<教育>

1980年代から近代教育批判が活発化した教育社会学においては、規律概念をよりどころとし

¹ ここで「簡潔に」と記しているのは、以下の議論では規律をめぐる諸学説（史）を論ずるうえで重要と思われる次の二点の複雑性を捨象しているからである。第一に、規律をめぐる経験的動向やそれに対する社会学的理解は国や地域に応じて多様でありうるが、本節の議論においては日本の事例と海外の事例をさしあたって区別することなく併記している。第二に、ここでの議論の目的はあくまで規律概念の全般的な地位低下過程をあつづけることに置かれているため、（必要な限り注記を行うが）個別の議論が依拠している規律理解の厳密な検討には原則として立ち入らない。規律理解の厳密なレビューを行ううえで以上の二点に関する配慮が求められることは言を俟たないが、それは試論的性格を有する本論文の射程を超えるため、別稿を期したい。

ながら、それまで近代化の推進力としてポジティブな評価を与えられてきた教育が相対化され、そのネガティブな側面——たとえば、子どもを画一的に「国民」へと訓育していく「社会化」装置としての側面——が次々と暴露されるなかで、教育の権力性や暴力性が厳しく問われることになった。仁平典宏は、フーコーの規律概念が教育社会学におけるこうした教育批判の理論的支柱となったことを「フーコー・インパクト」という言葉で表現している。人間の自律性や多様性を重視するリベラルな立場からの国民国家／福祉国家批判の一翼を担うものとして、フーコーの規律権力論に駆動された「教育に対する懐疑」が言挙げされていったのである（仁平 2009 : 117）。

しかし、90年代後半以降になり、グローバリゼーションに伴って近代（国民）教育そのものの地位が揺らぎ、さらには新自由主義的な文脈ですすめられた教育改革に対する批判的議論が上昇すると、議論のトーンはそれまでと大きく変化することになる。

新自由主義的教育改革批判には大きく以下の二つのパタンが存在した。第一に、“新自由主義的教育改革は教育の「制度」変容を目論むものである”との批判である。90年代から現在に至るまで、学校選択制、大学法人化、習熟度別学習、学校種別化などを問題化する「市場化と競争」批判（藤田 1997・2001、白石 2005、光本 2008、広田 2009）や、教育の標準化、国家管理、全国学力テスト、教員制度改革などを問題化する「評価に基づく資源配分」批判（世取山 2008、広田 2009）などがさまざまな論者によって提起されてきた。第二に“新自由主義的教育改革は教育の「内容」削減を目論むものである”との批判である。ゆとり教育への批判（大内 2003）などをはじめとして、ネット・携帯監視、安全マップ、ADHD 児へのリタリン処方など、子どもへの知識伝達や内面への直接的働きかけを迂回するような教育テクノロジーの上昇が論じられた（中井 2008）。総じて、新自由主義と教育を論じる社会学的研究の多くが、社会化・主体化といった側面には論及せず、新自由主義を規律とは無関係の制度変動と理解するか、もしくは規律の後退に関連づけて捉えたうえでそれを批判する、という議論構成をとっていたといえる²。規律／教育の過剰状況が批判されるのではなく、誤解を恐れずに言えば規律／教育の過少状況こそが問題として認識されるようになったのである。

² とはいえ、心のノートや新学力観等に代表される「個性化」のベクトルに注意を払う論者は多い。しかし、そうした論者もそれを「規律」とは結びつけず、むしろ（公教育の縮小に伴う国家統合の危機を埋め合わせるための）国家主義や新保守主義と結びつけて理解する傾向にある（大内 2003、藤田 2001、広田 2009）。

ただし、少数ながら新自由主義を社会化・主体化をめぐる問題系と関連づける論者も存在する。その代表例が仁平典宏によるシティズンシップ教育批判であろう（仁平 2009）。仁平は、新自由主義を教育の削減と結びつけず、（シティズンシップ）教育の上昇と結びつけて捉える点において、新自由主義的教育改革批判とは一線を画している。しかし、そうした仁平の議論においても、規律が後景化されている点では新自由主義的教育改革批判と同様であると言えよう。というのも、仁平はドゥルーズの管理社会論をひきながら、シティズンシップ教育を規律ではなく新たな管理の一形態として同定しているからである（仁平 2009 : 181-182）。現代における諸介入を管理として捉える視点に関しては、「規律から管理へ」テーゼとして改めて後述する。

<医療>

近代医療をめぐる医療社会学の評価も、上記の教育をめぐる議論と相似的なものである。ここでは医療化（medicalization）論を例にとってこのことを簡単に確認しておこう。従来は医療が取り扱うべき現象とは捉えられていなかった任意の逸脱行動やライフイベントが、医療的現象として再定義され（もしくは治療実践の対象となる）（歴史的）過程を意味する医療化は、1960年代末から80年代にかけて医療社会学の主要テーマの一つとなった。医療化論が反精神医学やカウンターカルチャーの精神を背景に有しながら、近代医療が人間やその生を望ましい形態に「治療」し、「回復」させていく側面を批判する地点からその議論をスタートさせた歴史からも示唆されるように、また、医療専門職による専門家支配を指弾したフリードソン（Friedson E.）や、近代化・産業化・官僚制化のプロセスの中で生起する生活全般の医療化を危険視したゾラ（Zola I.）やイリイチ（Illich I.）の議論からも想起されるように、そこでは「健康」という正常状態に向けて生を規格化、画一化していく規律的側面とそれを推進する「社会的なもの」（社会国家（福祉国家）とそれによって正統化された専門家集団）へのリベラルな批判が伏在したことは明らかだろう（市野川 2004、平井 2004）。

しかし、先述した教育のケースと同様に福祉国家自体への信頼が揺らぎ、私保険化の進行や自己決定医療の称揚、コンシューマリズムと私事化の拡大、専門職支配の見直しとオルタナティブ医療や「当事者の視点」の興隆といった方向性に（もちろん国や地域において差異をはらみながらも）医療状況が変化していくにつれ、それが医療的規律の専横というよりも医療費の抑制、健康維持の自己責任化といった新自由主義的な政策趨勢と親和性を持ってしまう点に批判の焦点がシフトしていくことになった（進藤 1998・2003・2004）。渋谷（2003：175-176）がピーターセン（Petersen A.）とラプトン（Lupton D.）による「新しい公衆衛生（the new public health）」の議論をひきながら論じているように、福祉国家の危機に伴う財政難と事後的な治療の経済的非効率性を批判する新自由主義のインパクトの中で、医療の規律的側面が人口のリスク管理を志向する予防的側面へと置換されていることが問題視されるようになる。ここでも規律／医療の過剰から、その過少へと問題化の対象が推移してきたのがみてとれるだろう。

<矯正>

最後に、犯罪や刑罰をめぐる社会学的議論において規律はどのような位置づけを得てきた（いる）のかを概観しよう。社会学的犯罪研究のなかで規律がクローズアップされるようになる背景には、フーコーの『監獄の誕生』と同時代の1970年代におけるイギリス理論犯罪学の発展があったと考えられる。特に、テイラー（Taylor I.）、ウォルトン（Walton P.）、ヤング（Young J.）による「新犯罪学（new criminology）」の試みは、マルクス主義やラベリング論の影響を受けながら、実証主義的な主流派犯罪学が等閑視していた法や刑罰制度における権力関係や不平等の問題を広範囲にイシュー化し、批判的検討を加えていくことになった（Taylor, Walton, and Young 1973）。

かれらの議論のなかでも、「矯正主義（correctionalism）」に対する批判は特に重要なものである（平井 2014）。ガーランド（Garland, D.）は、この時期の刑罰を「刑罰福祉主義（penal

wefarism)」と呼んでいるが、矯正主義は刑罰が犯罪者を改善・更生させ、もう一度社会にとって有用な成員として社会復帰 (rehabilitate) させる福祉国家的合理性に基づく規律に他ならなかった (Garland 1985)。新犯罪学は、当時のイギリスの福祉国家政策に対する新左翼の批判的社会運動とも連携しながら、犯罪者の矯正と社会への再適応が、規律権力による規格化 (normalization) であり、不平等な社会構造の維持・正当化につながってしまうことを批判したのである。

しかし、犯罪者処遇を規律 (もしくは刑罰福祉主義) と捉える観点は、1980 年代後半以降、退潮を余儀なくされ、かわって厳罰化や過剰収容に注目する観点が上昇してくる。フィーリー (Feeley, M.) とサイモン (Simon, J.) によれば、矯正施設はもはや規律のための場ではなく、「ハイリスク」層 (マイノリティやアンダークラス) の管理のための隔離収容所と化しているという。かれらによれば、現実の刑罰は「厳罰化への旋回 (punitive turn)」を遂げており、社会復帰のための規律的処遇をかなぐり捨て、厳罰的なサンクション (による施設収容) とハイリスクな人口集団 (例えばアンダークラス) の保険数理的 (actuarial) な経営管理主義 (managerialism) へとその力点をシフトさせているというのだ (Feeley & Simon 1992) ³。

加えて、こうした「厳罰化への旋回」テーゼに従う刑罰変動理解は、通常、新自由主義と結びつけられて理解される。新自由主義のもとでの福祉国家の後退と社会保障の縮小に伴う貧困層の管理を刑罰が引き受けるようになっている、との理解——「貧困の犯罪化」—— (Wacquant 1999=2008, Bauman 2000) や、人口レベルでの保険数理的かつ予防的なリスク管理は、個人の特性よりも集合体の法則に関心を寄せる新自由主義に親和的である、との理解 (伊藤 2006) は、今日に至るまで理論刑罰学における有力な見方のひとつとなっている。ともあれ、

³ フィーリーとサイモンの議論は、1992 年に *Criminology* 誌に発表され、その後長きにわたって理論刑罰学の参照点であり続けた「The New Penology (新刑罰学)」論文に最もよくあらわれている。この論文においてかれらは、現代は刑罰をめぐる全く新しい時代へと突入していると述べる (「旧刑罰学」から「新刑罰学」へ)。それは以下のような刑罰変動において顕著である。

第一に、「法と秩序」政策の結果として、リスクフルとみなされる人口層 (黒人やエスニック・マイノリティ) への厳罰的かつ選択的なサンクションにより、刑務所人口の増大が生起していること。第二に、そうした被収容者の多くを占める薬物事犯に対して、事後的な処遇よりも、むしろハイリスク層の監視と同定を狙いとする事前の薬物テストが主要な矯正テクニックとなっていること。第三に、電子監視やブートキャンプなどの現代の処遇は、長期の治療、コミュニティでのフォローアップ、生活環境や雇用環境の整備などを含んでいない点で 60 年代の社会復帰を志向する規律とは異なっていること。つまり、「社会復帰や再統合の言語が鳴り響いているにもかかわらず、新刑罰学から生み出されたこの種のプログラムは、社会的変革・個人的変容よりも、コスト管理や危険な人口のコントロールという観点から最もよく理解され得るのである」 (Feeley & Simon 1992 : 465)。

加えて、旧刑罰学から新刑罰学へのこうした変化は、以下の三点のそれぞれに区別される領域において、進行するとされる。

- ・ディスコース：臨床的診断と応報的審判の言語から、蓋然性とリスクの言語へ
- ・システム目標：社会復帰と犯罪統制という目標から、システム内部の効率性という目標へ
- ・テクニック：個人化されたテクニックから、犯罪者を集合としてターゲット化するテクニックへ

教育・医療と同じく、規律／矯正においても問題は過剰問題から過少問題へと移行しているのである⁴。

以上みてきた教育、医療、矯正という三つの経験的領域における規律の地位低下は、現代社会に対する理論的分析においてはより明確なかたちで論じられている。次節において、それを「規律から管理へ」テーゼというかたちで要約的に把握しておこう。

2. 2. 理論的領域における規律の語られ方

前項でみたように、仁平の言う「フーコー・インパクト」の影響は、必ずしも教育領域に限らない広範なものだった。フーコーの規律概念は、学校、監獄、軍隊、工場、病院…といったさまざまな経験的領域を横断して、多様な人間を画一的な「労働者」「国民」「健常者」「男性」…といった正常性へと規格化していく権力性を抉り出すための鍵概念と受け止められた。そして、規律概念がインパクトを有したのは、左派右派を超えて戦後世界のコンセンサスでもあった国民国家／福祉国家の抑圧性・暴力性を包括的に捉えうる希有な理論的射程を有していたからでもある。1960年代以降の批判的な社会分析や社会運動において、規律からの解放と人間の自律性獲得——すなわち規律批判——がひとつの合言葉となっていた。

しかし、1990年代以降のグローバリゼーションやポスト福祉国家化の流れの中で、規律批判は空回りしはじめる。グローバリゼーションはそれまで自明視されていた国民国家概念を相対化させ、「子ども」→「(男性)生産労働者と(女性)再生産労働者」→「高齢者」という直線的なライフコースの流動化と世代・性別間のリスク配分構造の多様化の中で、福祉国家は揺らぎを見せることになった。さらに、ポスト冷戦構造下の新たな国家再編や労働者・移民の国際移動、人種・民族・性的マイノリティらの権利を擁護する多文化主義の高揚といった動向の前で、国民国家／福祉国家の従順な成員としての主体化／従属化に向けた画一的な規律という理解は、社会批判としては何とも座りの悪いものとなる。批判は、その対象が堅固であればあるほど、逆説的ではあるがリアリティとプレゼンスを有する。しかしながら、批判対象だった国民国家／福祉国家そのものが疑義を呈せられ、揺らいでいくことになったことで、国民国家／福祉国家批判とその重要な要素としての規律批判が居場所／行き場を見失うことになったのである。

⁴ しかし、教育、医療、矯正のすべての領域において、事態はそれほど単純なものではないこともまた、慎重に付言しておくべきだろう。第一に、これまで見てきた諸研究では「実態」として規律の過少状況が生起していることが前提視されていたが、実はこれは経験的には確かなことではない。後述するが、例えば矯正領域においては、2000年代以降グローバルな規模で社会復帰の処遇の再上昇というべき事態が生起している（平井 2014）。第二に、福祉国家期の規律の画一性と暴力性を認識してしまった現在においては、規律の過少状況を必ずしも「かつての規律を取り戻せ！」というべき単純な呼びかけとしてのみ受けとるのは適切とは言えない。ある意味皮肉なことではあるが、規律の過少状況は左派右派による福祉国家批判の歴史的“成果”と言える部分が確かにあるのであり、それを問題化する論者たちの問題意識を単純な福祉国家回帰論のようなものとして理解すべきではないだろう。註1も併せて参照のこと。

こうした社会構造変動は、現代社会を説明する理論のレベルにも強い影響を与えずにはおかない。フーコーの死後、その問題意識を引き受けつつ、特に『監獄の誕生』以降の後期フーコーの「統治性 (governmentality)」論を拡張するかたちで理論構築を図る論者のなかから、新たな現代社会分析の試みが現れはじめる。その際に議論の出発点となったのは、フーコーの「生権力」論である。周知の通り、フーコーによって規律は、生政治と並ぶ生権力の極として定式化された。「規律を特徴づけている権力の手続き、すなわち人間の身体の解剖—政治学」と「一連の介入と調整する管理であり、すなわち人口の生—政治学」は、「生に対する権力の組織化が展開する二つの極」とされたのである (Foucault 1976=1986 : 176)。もちろん論者によってその引き受け方は多様であったが、多くの理論家たちはその後、ポスト福祉国家期の社会変動をこの生権力の二つの極の関係性の変動と結びつけながら理解していくことになったと言える。

ヤング (Young, J.) の『排除型社会』——包摂型社会から排除型社会への移行 (Young 1999=2007) ——やカステル (Castel, R.) の「危険性からリスクへ」——ポスト規律的秩序としてのリスク社会 (Castel 1991) ——らの議論は、個人に対する規律が後退し、人口に対する生政治が前景化する社会として、また、逸脱に対する事前の予防や事後の (包摂抜きの) 排除が規律に代わって主要な介入テクノロジーとなる社会として、ポスト福祉国家の時代を理論化しようとするものだった。さらにフレイザー (Fraser N.) は、フーコー的な規律モデルをフォーディズム型の社会規制が全面化するケインズ主義的福祉国家に特徴的なものとして捉えたうえで、その時代に通用していた国民国家、社会的なもの、主体化と個人化、という趨勢が、グローバリゼーション、ポストフォーディズム化、選別された主体化と (劣位の者の) 排除、という趨勢に取って代わられることによってその地盤を崩されている、とする (Fraser 2003=2003)。生権力モデルにおける規律の後退というここでの現状理解は、日本においては酒井隆史や渋谷望らによって進められた後期フーコーを援用した新自由主義分析においても引き受けられている。前述したように、渋谷は新自由主義の影響下で、規律的介入から生政治的介入への力点移動が生起していることを強調していた (渋谷 2003)。

こうした議論のなかでも、特に規律をめぐる理論状況に大きな影響をもたらしたのが、ドゥルーズ (Deleuze, G.) の小論「追伸——管理社会について」やネグリ (Negri, A.) とハート (Hardt M.) の『<帝国>』にインスパイアされた、管理社会論であろう。ドゥルーズやネグリらは、「じつをいうと、フーコーは規律社会とは私たちがそこから脱却しようとしている社会であり、規律社会はもはや私たちとは無縁だということを述べた先駆者のひとりなのです。私たちは管理社会に足を踏み入れている」 (Deleuze 1990=1992 : 288)、「何よりもまず指摘しておかなければならないのは、フーコーの仕事によって、規律社会から管理社会への移行という、社会的諸形態の歴史における画期的な移行を認識することが可能になったという点である」 (Negri and Hardt 2000=2003 : 40、強調部分は原文による) と述べ、規律が前景化された規律社会と、管理が前景化された管理社会を区別し、フーコーの議論を規律社会から管理社会への移行を述べた先駆けと捉える。ドゥルーズは、「規律社会にはふたつの極がある。ひとつは個人を表示する署名であり、もうひとつは群れにおける個人の位置を表示する数や登録番号である。つまり規律にとっては、個人と群れのあいだに両立不可能性などありはしなかったし、権力は、

群れの形成と個人の形成を同時におこなっていたのだった」(Deleuze 1990=1996: 296、強調部分は原文による)と述べ、フーコー的な生権力の二枚刃がかみ合っていた時代として規律社会を捉えたうえで、監獄、病院、工場、学校、家族…といったあらゆる監禁の環境における規律が機能不全に陥る状況を現代の管理社会の主特徴として定式化している。

この管理社会論を日本において積極的に展開しているのが東浩紀や大澤真幸らである。東(2007)は、「大きな物語」が失効していくポストモダンの世界においては、もはや多様な市民をひとつの行動様式や規範の内面化へと水路づける規律はうまく機能せず、それに代わってドゥルーズの言う管理型の権力が上昇していると述べる。それは、情報化とセキュリティ技術の発展を背景に、主体の内面操作には踏み込まないアーキテクチャ(環境)による物理的・技術的管理を用いることで秩序維持を図ろうとする。「規律訓練型権力は法と規範に宿る。管理型権力はアーキテクチャに宿る。前者は視線の内面化を必要とし、後者は必要としない。そして、私たちの社会は、人々の行為を制限し、公共秩序を保つため、ますます後者の方法に依存し始めている」(東 2007: 48)とされるとき、そこには、今後の社会変動の中でもはや規律は管理へと権力の主役の座を譲り渡しつつある、との含意があるだろう。

本論文では、以上のような理論的社会分析において緩やかに共有されている理解を「規律から管理へ」テーゼと呼ぶことにしたい。前項で検討した仁平、渋谷、Feeley and Simon といった論者たちも、こうした「規律から管理へ」テーゼに基づく現代社会論を念頭に置きながらその議論を組み立てており、同テーゼはその意味でさまざまな経験的領域に対しても一定の影響力を有していると考えられる。規律はかつて福祉国家や「社会的なもの」に基づく逸脱統制のあり方を象徴するものとして捉えられ、その画一性や暴力性(規律の過剰)が批判された。しかしながらそれゆえに、ポスト福祉国家期の現在においては極めて語りづらいものとなっている。福祉国家の後退やそれに付随した後期近代の社会変動(グローバリゼーション、ポストモダン化、ポストフォーディズム化、リスク社会化…)とともに、規律は半ば必然的に後退するものと了解されているのだ。それに代わって上昇しているのが管理であり、個人を迂回した人口総体に対する保険数理的で生政治的なリスクマネジメントである。そして、そうした動向は主としてポスト福祉国家期の統治的合理性である新自由主義と結びつけられて理解されている(前項で確認した教育、医療、矯正を対象とした社会学的分析のいずれも、規律の過少(後退)を新自由主義(化)と結びつけて問題化していたことを想起されたい)。

現代において規律を語りづらくしている論理構造の背景には、この「規律から管理へ」という時代認識、および「規律から管理へ」テーゼの広範な受容があると考えてよい⁵。かつて規律が諸領域に与えた影響を「フーコー・インパクト」と呼んだ仁平が、規律の過剰から過少へと

⁵ 言うまでもなく、論者によって積極的受容から消極的受容まで、その受容の度合いには幅があろう。例えば、東や大澤のフーコー・ドゥルーズ理解を全面的には受け入れない一方で、相対的な意味での規律の後退と環境管理型権力の上昇という現代社会理解については前提として首肯する、といった受容のあり方は十分にありえる。

学的問題設定が大きく変更されることになった今次の動向を「ドゥルーズ・インパクト」と名づけたのはその意味で至当である（仁平 2009 : 178）⁶。しかし、このことは逆に言えば、「規律から管理へ」テーゼにおける規律理解の妥当性をさまざまな角度から反証することができれば、現代においてもなお規律を語る余地が生まれる——より直截的に言えば、現代的規律についての社会学的検討を可能にする余地が生ずる、ということの意味しているのではないだろうか。次節では、「規律から管理へ」テーゼ自体を批判的に検討するための前段階の（だが不可欠の）作業として、フーコー自身のテキストに立ち戻りつつ規律概念の輪郭の明確化を試みたい。

3. 規律概念再訪

これまで述べてきたとおり、規律のオーソドックスな概念規定として多くの論者が前提とし、先述の「規律から管理へ」テーゼ自身も依拠していたのはいうまでもなく『監獄の誕生』で展開された議論であり、そうした「規律を特徴づけている権力の手続き、すなわち人間の身体の解剖・政治学」（Foucault 1976＝1986 : 176）を人口の生政治学と接合することで理論化された『性の歴史 I 知への意志』における「生権力」モデルであろう。しかし、実のところ規律にはこうした『監獄の誕生』や『知への意志』に至る“以前”の概念形成史と、“以後”の概念展開史が存在していると思われる。1970年代のフーコーは、講義録や単論文、著作の中で規律に関する断片的な言及を行っており、それが『監獄の誕生』や『知への意志』以前と以後に散在している。そこで、本節では『監獄の誕生』（や『知への意志』）における規律理解をあとづけるだけでなく、フーコーにおける規律概念史を時系列に沿って再構成することを試みたい。

最初期においてフーコーによる規律へのまとまった言及が見られるのは『精神医学の権力』（コレージュ・ド・フランス 1973～1974 年度講義）である。そこでは、規律が主権との対比の中でその原型をあらわしている。

主権権力が何よりもまず、その権力を保持する個人の輝かしい力の諸々の象徴によって表明されるのに対し、規律権力の方は、目立たぬ権力、分配された権力です。それは組織網として機能する権力であり、沈黙のうちにそれが行使される者の素直さと従順さにおいてのみ目に見えるものとなります。

（Foucault 2003＝2006 : 28-29、訳は一部改めた）

⁶ ただし、仁平自身が議論の対象としている教育領域に関しては、「ドゥルーズ・インパクト」を字義通りに受けとるべきではない。というのも、この時期に一定数の教育社会学者がドゥルーズの管理社会論を明示的に踏まえたうえで教育＝規律批判から教育＝規律擁護へと旋回していったとは思われないからだ（その意味でフーコーを明示的に踏まえたうえで近代教育批判に向かった批判的教育社会学をエンカレッジした「フーコー・インパクト」とは質的に異なる）。むしろここでは、それ以前は「フーコー・インパクト」のもとでの教育＝規律批判に従事していた教育社会学が（新自由主義のなかで教育が「市場化」や「削減」といったかたちで掘り崩されていく現状を受け）以前とは逆の教育＝規律擁護へと傾いていく姿がドゥルーズ由来の管理社会論と「共振」（仁平 2009 : 178）関係にあった、という点が重要だろう。

フーコーは、ピネルによって描かれたイギリスのジョージ三世の発狂とその治癒を手がかりに、主権と規律を対照させる。狂気を帯びたジョージ三世は、医師に対して（あたかも貧民が君主に対してするように）自らの身体と排泄物だけをもって抵抗する（かつての主治医に対して汚物を塗りたくる）。かつての主権であれば、「輝かしい力の諸々の象徴」によって極刑に処したであろうその逸脱的振る舞いに対して、規律は全く異なる介入を行う。すなわち「身体を統制し、打ちのめし、裸にし、洗浄して、清潔なものとする」（Foucault 2003=2006 : 33）のである。主権権力においては、ヒエラルキーの頂点（君主）の側において個人性があらわれるのに対して、規律権力は極論すれば誰によって行使されても構わない——現にジョージ三世に介入したのは医師ではなく近侍であった——ものであり、個々別々の従属化された身体をつくりだし、主体機能を身体に固定する。さらに、治癒や処方としてのかたちをとる規律には、不絶の監視と記録、正常／病理の区別（ノルム）や正常化／規格化（normalisation）としての実践、といった性格が割り当てられる。

規律のメカニズムの全体を、以下のように要約することができるでしょう。規律権力は個別化を行う。というのも、この権力は主体機能を身体の単一性に合致させるからである。そしてこれは、監視とエクリチュールから成るシステムを媒介として、もしくは、全てを書き記すパノプティコン的システムによってなされる。そしてここから、身体の単一性の背後に、そうした単一性の延長もしくは始まりとしての、潜在的な一つの中核、一つのプシケが投影され、さらには、そのようにして構成されたすべての個人のために分割の原理としてのノルムと、普遍的な処方としての正常化／規格化とが打ち立てられるのだ、と。

（Foucault 2003=2006 : 71、訳は一部改めた）

こうした主権と規律の対比は、翌年の『異常者たち』（コレージュ・ド・フランス 1974～1975 講義）においてもかたちを変えて再奏される。フーコーがそこで導入する具体例は、癲病患者の排除のモデル（主権）とペスト患者の封じ込めのモデル（規律）である。中世における癲病患者は、非罹患患者とは厳密に区別・分割されたうえで都市の城壁の向こう側に追放され、政治的な意味で価値剥奪された。それに対して、18世紀のペスト患者は都市の一定の区画に隔離されたうえで、綿密で詳細な分析と細心の網羅的警備の対象となった。ペスト患者に対する規律は（主権が癲病患者の追放後はかれらにほとんど興味を示さないのに対して）、封じ込めた後にこそ、患者個々人に対する綿密な監視と記録に基づく個別化を行う。一人一人に対してひとつの窓が割り当てられ、毎日の点呼の際には窓の前に姿を現さなければならない。姿を見せなければその個人は病氣（非正常）であるということであり、個々人の健康状態がノルムに照らして差異化されるのである。

ジョージ三世の狂気に対する介入における規律理解とはほぼ同型の議論が、ペストの封じ込めのモデルにおいてもトレースされていることは明らかである。ただし、強調しておくべきは、フーコーは『異常者たち』において、規律の特質として正常化／規格化がもつポジティブな側面を指摘していることである。癲病患者の排除が価値剥奪、排除、（財産の）没収といった「ネ

ガティヴなメカニズムの一式」(Foucault 1999=2002: 48)であったのに対して、ペスト患者の封じ込めは「健康、生命、寿命、個々人の力を、最大限にまで導くこと」(Foucault 1999=2002: 51)を目標として行われるものであり、「権力のポジティブなテクノロジー」(Foucault 1999=2002: 53)の発動の場となる。そこでは、規律権力の「ポジティブな権力、生産する権力、観察する権力、知る権力、自らがもたらす効果によって肥大する権力」(Foucault 1999=2002: 53)という側面がクローズアップされていく。

おそらく、こうした規律概念をめぐる思考が高い密度で結晶化されたのが、『監獄の誕生』における規律概念の目的と手段に関する定式化であったと思われる。まず、規律の目的として、これまでも論じられてきた個別化、差異化のメカニズムが「四つの個人性の創出」(Foucault 1975=1977: 169)としてまとめられる。第一に「空間化」(Foucault 1975=1977: 147)。そこでは、各個人が決まった空間を割り当てられ、序列づけられた多様性(表: タブロー)のもとに把捉される。第二に「活動の統制(時間化)」(Foucault 1975=1977: 154)。軍隊における操練に代表されるように、厳密な時間割や動作規則のもとで、個人の身体の行動効率が最大化されるように配慮される。第三に「段階的形成の編成(連続化)」(Foucault 1975=1977: 160)。訓練過程を細かく段階化し、それぞれを線形的に序列化することによって、各個人の「発達」上の位置が明確になり、最終的達成に向かう学習が強制されることになる。そして第四に「諸力の組み合わせ」(Foucault 1975=1977: 165)。個別化された各身体は有用かつ最大の成果をあげるために適切に配置、結合されなければならない。たとえば相互教育学校がそうであったように、綿密に計画化された命令組織のもと、最年長の児童がレベルに応じてさまざまな役割(簡単な見張り、怠学の取締り、教育補助)を担うことで、教育効率が最大化される。こうした個別化を旨とする規律は、よく知られているように「良き訓育」のための手段として活用されることになる。序列化を伴う不断の(だがしかし可視化困難な)監視や記録と、逸脱の処罰に代表される矯正的な正常化/規格化の二つが重要であろう。ここにおいて序列化や差異化と正常化/規格化は決して矛盾するものではない。「規格化をおこなう権力は等質性を強制するが、他面それは逸脱を測定したり水準を規定したり特性を定めたり、差異を相互に調整しつつ有益にしたりを可能にすることで、個別化をおこなうのである」(Foucault 1975=1977: 187)。いうまでもなく、この二つの手段が組み合わされる場こそが、近代教育にとって不可欠のテクニクである「試験」ということになる(Foucault 1975=1977: 188)。

先述のように(そして後に詳述するように)、『監獄の誕生』によって定式化された規律概念は、その後生権力論を経由しつつ「規律から管理へ」テーゼにおける規律イメージの源脈となった。しかし、ここでは『監獄の誕生』以降における規律概念の展開にも注意を払っておきたい。具体的には、『安全・領土・人口』(コレージュ・ド・フランス 1977~1978 年度講義)における議論である。

管見によれば、規律概念は、『安全・領土・人口』においてそれまでの雑多な要素を限定され、より明確なものとして再提出されていると思われる。重要なのは、これまでの法=主権と規律の区別に加えて、「安全(sécurité)」と呼ばれる蓋然性とコスト/リスクを基準とした新たなテクノロジーが導入されることである。フーコーは、安全を説明するうえで、『異常者たち』にお

ける主権（癲病）、規律（ペスト）を想起させるやる方で「天然痘接種」に注目している。まず、天然痘接種がそれまでの医療と決定的に異なっていたのは、天然痘を妨害しようとするのでも病者を治療しようとするのでもなく、接種された個人の内部において（小さな）天然痘をひきおこすことであり、ありうるその後の（大きな）天然痘への罹患を予防しようとする点であった。ここには、安全テクノロジーが「予防」的であると同時に「現実調整」的である、という特徴があらわれている。フーコーは法＝主権を「禁止」、規律を「命令」のメタファーで説明しているが、それに従えば安全は禁止も命令もしない。そうではなく、安全は現実を現実のままに受けとめ、現象自体によってその現象を徐々になくしたり、許容可能なレベルに現象を局限していく——天然痘接種が天然痘それ自体を利用して天然痘禍を防ごうとするものであったように。また、安全はそれまでの主権や規律のように、天然痘に罹っている者とそうでない者を分割するのではなく、双方を含む人口全体に働きかける。そして、この人口における蓋然的な罹患率や死亡率を、年齢、地方／都市、職業といった細かな観点から把握しようとする。もし乳幼児層の天然痘罹患率・死亡率が他の人口層よりも高率だとすれば、乳幼児層の罹患率・死亡率を人口平均のそれに近づけることが介入目標となるだろう。人口という水準において（統計学を媒介させつつ）あらわれる正常性へとリスク層を近づけていくことがめざされるのである。

ここで留意すべきは、フーコーが規律テクノロジーにおける正常化／規格化を、安全テクノロジーにおける正常化／規格化と比較しながらより明確化していることである。安全としての正常化／規格化は、人口レベルでの確率分布間に差異を打ちたて、都合の悪い分布を都合の良い分布へと近づけていくことである（人口の正常化／規格化）。そこでは、正常の基準（人口水準で見た平均的分布）から規範が演繹される。それに対して、規律としての正常化／規格化は、「規範こそが根本的」（Foucault 2004＝2007：71）である。というのも、「規律的正常化はまずモデル（これこれの結果に合わせて構築された最適のモデル）を立てる。規律的正常化の行う操作は、人々・身振り・行為をこのモデルに適したものにしようとする。正常なものとはまさしく、この規範に適合しうるもののことであり、異常なものとは規範に適合しえないもののこと」（Foucault 2004＝2007：71）に他ならないからだ。規律は、規範から出発し、それに個人を適合させると同時に、適合されえる者／そうでない者の分割と序列化を行うテクノロジーとして作動するのである。

だから私は、規律的技術において起っていることは正常化／規格化（normalisation）というより正常化／規範化（normation）だと言いたいと思います。

（Foucault 2004＝2007：71、訳は一部改めた）

フーコーにおける規律概念は『監獄の誕生』や生権力をはさむ形で、70年代を通して徐々に形成を遂げ、『安全・領土・人口』において「正常化／規範化」（以下、「規範化」とする）として一応の定式化をみたと考えられる。断片化された規律への言及をつなぎあわせる形で理解するならば、規律とは、①主権、安全のテクノロジーと区別される、②試験・独房・封じ込め・監視・処罰等の諸技術（テクニク）を活用した、③個人に対する（個別化に基づく）、④規範

化と序列化（差異化による選別と排除）のテクノロジーであるとまとめられよう。特に本質的なのは、規律それ自体の積極的特徴でもある③と④である。「個別化に基づく規範化と序列化」——規律のエッセンスは極めて要約的に述べればこのように表現されるはずだ。

4. 「規律から管理へ」テーゼの批判的検討

4. 1. 「規律から管理へ」テーゼの前提

本節では、第二節で述べた「規律から管理へ」テーゼに立ち戻り、そこにおける規律理解に対する批判的検討を行う。そのためには、①このテーゼ自身を詳細に検討したうえで、②そこにおける規律理解が成り立たない根拠／論拠を示す必要がある。ここでも結論を先取りすれば、「規律から管理へ」テーゼは、規律を前節で見たフーコーの定式化（「個別化に基づく規範化と序列化」）とは異なる独特の仕方理解しており、フーコー自身の議論に照らして再検討した場合には成立しがたいものであると考えられる。まずは「規律から管理へ」テーゼを四つの異なるサブテーゼへと分割し、それぞれの内容を検討するところからはじめよう。それをふまえて、前節での議論と往復しつつ、「規律から管理へ」テーゼの理論的批判とそこにおける規律理解の相対化を試みたい。

<「空間」命題>

「規律から管理へ」テーゼを支える第一の構成要素は、規律と管理の「空間」をめぐるものである。それは「権力の作動舞台は閉鎖空間（規律）から開放空間（管理）へと移行している」と命題化される。この論点を「空間」命題と呼ぼう。

「空間」命題に関して最も明示的な議論を展開しているのは、「規律から管理へ」テーゼの源脈のひとつであるドゥルーズの議論である。ドゥルーズは、管理社会の特徴として、フーコーも規律の舞台として重視していた学校・軍隊・病院・監獄などの「監禁環境」から権力が解放され、空間的に遍在するという点を強調している。規律社会は大規模な閉鎖環境を組織し、閉鎖環境から閉鎖環境へ（例えば学校から工場へ）と個人を移行させることで規範的ライフコースを形成するが、それらの制度にはもはや見込みはなく、電子監視に代表されるように、個人を分割可能なデータと捉えたうえで閉鎖環境を超えて管理する事態が広がりつつある。もはや「SF の助けを借りなくても、保護区内の動物や（エレクトロニクスの首輪をつけられた）企業内の人間など、開かれた環境における成員の位置を各瞬間ごとに知らせる管理機構を思い描くことができる」（Deleuze 1990=1992 : 299）のであり、「管理社会は監禁によって機能するのではなく、不断の管理と瞬時に成り立つコミュニケーションによって動かされている」（Deleuze 1990=1992 : 288）のである。規律は閉鎖環境という空間を作動舞台としたが、その舞台はすでに瓦解しつつある、というイメージである。

<「濃度」命題>

「規律から管理へ」テーゼにとって第二の構成要素は、個人に対する介入の「濃度」をめぐるものである。それは「個人に対する介入がダウンサイジングし、環境に対する介入がそれを

置換している」と命題化される。この論点を「濃度」命題と呼ぼう。

「空間」問題としてドゥルーズも言及していたように、管理社会においては分割不可能（individual）な「個人」ではなく、分割可能（dividual）なデータが介入の対象となるため、かつてのような個人を対象とした規律は後景化する。このような、個人に対する明示的な介入が希釈化したものとして管理社会をイメージする論者は多い。例えば東は管理（東の言葉では環境管理）のメタファーとして「マクドナルドのかたい椅子」をあげているが（東・大澤 2003：45）、かたい椅子は個人の内面の規範（変容）に直接働きかけることなく、長時間の占有を困難にする。「この椅子を長時間ひとりじめしてはいけない」という命令（規律）を発動し、それを個人に内面化させるのではなく、環境を設計することを通して人々の行動を管理することのできるテクノロジーが上昇する社会こそが、管理社会のイメージなのである。

規律訓練型権力は記名的な「個人」の形成に関わる。幾度も強調してきたように、それはひとりひとりの内面に踏み込む権力だ。他方で、近代の萌芽的な管理型権力は、匿名的で統計的な「群れ」の統御を行う。そちらは内面には踏み込まない。それはいわば、人間を動物のように扱う権力である⁷。

（東 2007：103）

＜「歴史」命題＞

「規律から管理へ」テーゼにおける三番目の構成要素として指摘できるのは、より根本的なレベルでこのテーゼが「歴史」を語る社会変動理論になっている、という点である。それは、「権力の主要テクノロジーは規律から管理へと移行する」と命題化される。この論点を「歴史」命題と呼ぼう。

ほぼ自明のように思われるためか指摘されることは少ないが、「規律から管理へ」テーゼは多かれ少なかれ、“権力の作動舞台における登場人物は主として規律か管理の二者のみであり、同時に時代変化の中で規律が管理へと置換されていく”というイメージに基づいている。より直接的に言えば、このテーゼにおいて規律と管理が平和裏に並び立つことは論理的にありえることではない。東らの管理社会論がまさにそうだったように、規律社会から管理社会への移行、そしてそこにおける権力テクノロジーの規律から管理への相互排他的な転換、というイメージが「規律から管理へ」テーゼには張り付いているのである。

⁷ この部分に明らかなように、「規律から管理へ」テーゼは、個人への介入のダウンサイジング（「個人から人口へ」という側面だけではなく、「意味から形式へ」「人間から動物へ」など動物化論へと展開していくような側面をも有している（東・大澤 2003：34）。ここでは動物化論には踏み込まないが、原則的には、「個人への介入のダウンサイジング」を「意味／人間的介入のダウンサイジング」と読み替えても、本論文での議論は妥当性を失わないと考える。しかしながら註 4 でも述べたように、また、後述するように、経験的なレベルでは件のダウンサイジングは必ずしも生起しているとは言えない。

僕は、この 10 年を振り返って、人文系の研究者にとって最も重要な変化とは、この秩序形成の質的变化だと思います。秩序維持は第三者の審級なしで十分いける。規律訓練型社会から環境管理型社会への移行が起きた。

(東・大澤 2003 : 33 (大澤の発言部分))

<「合理性」命題>

「規律から管理へ」テーゼの最後の構成要素は、二つのテクノロジーが依拠する「合理性」の水準に関係している。それは「規律とは、福祉国家的なもの（それに対して、管理とはポスト福祉国家的なもの）である」と命題化される。この論点を「合理性」命題と呼ぼう。

ドゥルーズや東らも示唆しているように、規律社会の後退と管理社会の登場は、監獄、工場、病院、学校…といった近代社会を支えた諸装置の動揺をもたらした社会変動と結びつけられて理解されることが多い。その中でも、特に規律を福祉国家的な合理性と（そして管理をポスト福祉国家的合理性と）結びつけて理解する議論が有力である。

フレイザーは、「彼（筆者注：フーコー）の視点によれば、戦後社会国家の諸構成要素がつくり出したのは規律訓練型支配の収容所群島であり、しかもその規律訓練は個々人が自ら課すものであるがゆえにより狡猾なのであった」（Fraser 2003=2003 : 26）と述べ、規律が 20 世紀に全面化したフォーディズム的福祉国家の到来を待って象徴的存在となった、との理解を示している。また、酒井（2001）や渋谷（2003）は、生権力の片方の極である規律は「社会的なもの」を通して個人的リスクを社会化する「保障」の体制であったと同時に、画一的な生へと個人を水路づける装置でもあり、それに対する左派（68 年的な社会運動）と右派（新保守主義と新自由主義）からの挟撃を受けてその地位を低下させていったと論じる。いずれにせよ、そこにおいて規律は、“かつて”の福祉国家的な合理性に“対応”した（「社会的なもの」を通した）正常化のテクノロジーである、というイメージが共有されているのである。

福祉国家は生を保障すると同時に、人々の生が画一的であるように強要するつまり生を規格化する。フーコーは生を規格化するこうした権力を規律訓練と呼んだのであった。

(渋谷 2011 : 456)

以上の議論を踏まえれば、われわれは「規律から管理へ」テーゼにおいて次のような規律理解が前提として存在していることを了解することができよう。すなわち、①閉鎖空間における、②個人の内面に踏み込む、③福祉国家的な、④管理によって置換されることで過去のものとなった、規律、という理解である。とはいえ先に示唆したように、こうした規律理解はフーコーの「生権力」論をひとつの下敷きにしているとはいえ、フーコー自身が 70 年代を通して彫琢していった規律概念それ自体によっては導くことのできない要素を含んでいると思われる。次に、この四命題に批判的検討を加えることで、このことを論じていこう。

4. 2. 四命題の検討を通した「規律から管理へ」テーゼの批判

<「空間」命題批判——閉鎖空間が規律を特徴づけるのか?——>

第一に、「空間」命題から検討しよう。この命題の妥当性は高く、一見したところ反駁は容易でないように思われる。というのも、フーコー自身が論じていた規律の舞台も学校、工場、病院、軍隊といった閉鎖空間であり（管理が機能する空間とされる）開放空間とはいえないと思われるからだ。しかし、フーコーが規律の空間として例示していたものは、必ずしも閉鎖環境ばかりではない。たとえば「ペストの街」を思い出そう。確かに街そのものや区画全体を「閉鎖環境」とみることできるが、そこにおいて個人の身体が文字通り「監禁」されているわけではない。もしくは、全体主義や規律訓練のイメージに重ねられることの多いオーウェルの『1984』を想起してもよいだろう。そこでは、ビッグブラザーの視線を内面化するように個人は働きかけられる（個別化され、規格化される＝規律化される）と同時に、その舞台はいかなる閉鎖空間にも限定されるものではない⁸。つまり、規律の舞台が閉鎖空間か解放空間かは視点のとり方次第の問題であり、規律にとって本質的な特徴というわけではないのではないか、ということである。

実は、こうした把握はフーコー自身の議論に依拠しても支持されと思われる。

しかし、《閉鎖》のこの原則は、規律・訓練の装置のなかでは、恒常的でも不可欠でも充分でもない。この装置は、はるかに柔軟かつ巧妙なしかたで空間を再構成するのである。…規律・訓練を旨とする空間は、配分しなければならぬ身体ないし要素が存在するその数と同じだけの小部分へ分割される傾向を帯びる……その点でも規律・訓練は、建築面と宗教面の古い形式たる修道院の独房と結びつく。

(Foucault 1975=1977 : 148)

フーコー（における規律）にとって重要なのは、個々人の身体を単位とする個別化を可能とする空間（「配分しなければならぬ身体ないし要素が存在するその数と同じだけの小部分」）であり、空間の閉鎖性それ自体ではない。いかなる物理的空間性のもとであれ、個人の身体が規律の視線と向き合う“独房”——もちろんこれもメタファーと捉えられるべきだろう——におかれなければ意味はない。フーコーが『監獄の誕生』で「空間化」を論じたとき、それはあくまで個別化のための空間化であり、閉鎖化のための空間化ではなかったのである。

⁸ 『1984』の主人公ウィンストン・スミスは、テレスクリーンによる監視におびえつつも、どこか閉鎖された特定の空間に監禁されていたわけではない。彼が監禁されたのは<思考警察>に逮捕された後だ、という端的な事実が、むしろそれ以前の生活空間の開放性を例証している。ウィンストンは恋人と逢引を重ね、ロンドン市内に隠れ家すら持っていたのである（もちろん、かれらは決して監視の手から完全に逃れられたわけではなく、それゆえに結局のところ<思考警察>によって逮捕されてしまうのだが）。

＜「濃度」命題批判——個人への介入／環境への介入という二分法は正しいのか？——＞

規律に関する「濃度」命題も、ほぼ常識化していると同時に反駁が難しいもののひとつである。フーコー自身も個別化を規律の主目的のひとつと見ていたことはこれまで議論してきたとおりであり、個人に対する外形的な働きかけがあるかどうかは、規律かそうでないか、もしくは管理の到来を告げる試金石となるように思える。

しかし、フーコー自身も個人への規律的介入といった場合にその内容をかなり幅広く捉えていたのではないかと考えることも可能である。たとえば「ペストの街」と、(おそらくは規律の範型としてもっとも有名な)「一望監視装置 (パノプティコン)」における規律を比較してみよう。ペストの街では、先述したように感染が疑われる者に対して、医師や調査官による徹底した封鎖、監視、記録、牽制、処罰といったものが行われる。そこでの規律は文字どおり可視的であり、外形的である。それに対して、パノプティコンにおいては「権力の自動化」というべき光景が見られる。パノプティコンにとっての理想は、中央の監視塔に監視人が誰一人としていなくとも、「誰かに見られているのではないか？」という意識を被収容者が内面化し、被収容者のポジティブな生産力が自動的に強化・維持され続けるような、そのような状態であろう。そこでの規律は不可視的であり、非外形的である。要するに、規律（特にそこにおける規範化≒規範の内面化）にはさまざまなタイプやグラデーションがあり、外形的で可視的な規律かそうでないか——“濃い”規律か“薄い”規律か——は本質的なものではないのではないかと、いうことである。

規律訓練には、したがって二つのイメージがあるのだ。一方の極には封鎖としての規律・訓練が、つまり周辺部で確立される閉鎖的な仕組みがあり、しかもそれは、悪の阻止、情報伝達の遮断、時間の中断などの消極的機能を完全に目指すのである。反対の極には、一望監視方式をふくむ機構としての規律・訓練がある。すなわち、権力の行使をより速かな、より軽快な、より有効なものにしつつ、それを改善しなければならない機能的な仕掛けであり、来たるべき或る社会のための巧妙な強制権の構想である⁹。

(Foucault 1975=1977 : 210)

個人への介入はあからさまな規範化をめざすものから、「巧妙な強制権」によって自己自律的／自動的にそれを達成しようとするものまで多岐にわたる¹⁰。個人の内面への直接介入の外形

⁹ むしろ前出の「空間」問題と関わるが、フーコー自身も「ペストの街」から「パノプティコン」への動向を規律テクノロジーの歴史的変遷過程と捉えたうえで、それを空間的に限定された規律からの開放過程と等置している。「前者（筆者注：ペストの街）の例外中心の規律・訓練の図式から後者（パノプティコン）の監視の一般化の図式への動きは、歴史上の変化を基礎にするのである。つまり、17世紀と18世紀における規律・訓練装置の漸進的な拡張であり、全社会体に及ぶその装置の多様化であり、概括して名づけるのであれば規律・訓練的な社会の形成である」（Foucault 1975=1977 : 210-211）

¹⁰ その意味では、規律は自由を生産する側面、つまり、自由を良しとし、自由にふるまう個人を主体化する側面があるといえるかもしれない。フーコー自身もそうした理解を否定していないが、『安全・領土・

的希釈化が規律の消退を意味するわけではないし、それ自体が管理の到来を知らせるものでもない。

＜「歴史」命題批判——権力のテクノロジーには単一の移行パターンしかないのか？——＞

「権力の主要テクノロジーは規律から管理へと移行する」という歴史命題は、規律と管理のあいだの歴史的移行と同時に、(論理必然的に)両者の相互排他的な関係性を示唆するものである。(先述の通り)この命題によれば、規律と管理が並び立つことは(規律社会から管理社会への過渡的形態、といったような解釈を別にすれば)あり得ることではない。しかし、実は規律と管理の歴史的移行も相互排他性とともに、フーコー自身によって明確に否定されていると思われる。

主権社会の代わりに規律社会が出てきたとか、規律社会の代わりに統治社会というようなものが登場したというふうに物事を理解してはならない。ここにあるのは実は主権・規律・統治的管理という三角形なのです。

(Foucault 2004=2007 : 132)

現代に展開されようとしている安全メカニズムが法構造や規律メカニズムを括弧に入れたり停止させたりするものなどではないことは全く明らかなと言えます。……つまり、ある要素があって次に別の要素が来るとか、ある要素が登場してそれ以前の要素を消滅させる、というような一連の流れがあるわけではありません。

(Foucault 2004=2007 : 10-11)

フーコー自身は「管理」や「管理社会」といった術語を明示的に用いているわけではないが、上の言明からはフーコーが規律とそれ以外のテクノロジーを相互排他的に捉えているわけでもなければ、歴史的な関係のもとに理解しているわけでもないことが明らかだろう。管理社会のテクノロジーに近いものはフーコーの術語系ではいうまでもなく「安全」であると思われるが、それと主権、規律をあわせた三つは、それぞれ積極的な意味／機能を持つ相互独立のテクノロジーであり、たとえばかりに安全(管理)のテクノロジーが上昇したとしても、それが規律の後退を必然的には意味しない、ということになる。

人口』において安全テクノロジーを導入し、それに自由(主義)を節合しようという段になり、若干の留保を行っている。「この規律的技術は子ども・兵士・労働者を捉え、自由をいちじるしく制限し、いわばこの自由の行使自体に保証を与えた。私はそのように言ったことがあるのですが、私は間違えたのではないかと思います。もちろん、私が言ったことがまったくの間違いだったわけでもないのですが、やはり正確にはそれでは正しくないのです。……自由とは安全装置の設置と相関関係があるものに他ならない」(Foucault 2004=2007 : 58-59)

＜「合理性」命題批判——規律は福祉国家的合理性とのみ結びつくのか？——＞

「合理性」命題に関しては、その他の命題とはやや位相を異にしている。というのも、フーコー自身が規律と福祉国家を（明示的に）結びつけて語ることがほとんどなく、この命題自体が後期フーコーの影響を受けた英語圏を中心とするフーコー派社会学者の議論を出自としているからだ。酒井・渋谷らの議論やフレイザーの見解も、そうしたフーコー派社会学の読解に基づいて展開されたものである。だとすれば、公平性を期すためにも、「合理性」命題の批判はフーコー自身の議論に立ち戻るのではなく、フーコー派社会学の知見それ自体の再検討を通して導かれる必要があろう。

確かに、少なからぬ数のフーコー派社会学者たちは、規律を福祉国家に、そして管理をポスト福祉国家（たとえば新自由主義）に結びつけ、規律を現代において斜陽化しているテクノロジーと捉えている（Cohen 1985、Simon 1987、Castel 1991）。しかし、オマリー（O'Malley）はこうした見解を批判しつつ、テクノロジーと合理性の明確な区別を提案する。オマリーは、ドンズロ（Donzelot 1979）に触発されつつ、権力をめぐる複雑な位相を解きほぐすためには、つとめて「テクノロジー」「政治プログラム」「戦略」という各水準を“区別”することが重要であると述べる。テクノロジーは、例えば（フーコー自身が述べていた）主権・規律・安全といった水準であり、特定のルーティンに従って社会的／物理的世界を操作しようとする諸実践のセットである。政治プログラムは、例えば失業対策、犯罪対策、若年ホームレス問題対策といった水準であり、実行可能な目的に向かう具体的介入のレシピである。そして戦略は、より抽象的なレベルでのケインズ主義やレッセフェール・リベラリズムに代表されるものであり、政治プログラムの実施を可能にする限りにおいてリアリティを説明する統治の公式である¹¹（O'Malley 1996 : 192-193）。フーコーの術語系に近づけるのであれば、戦略は「合理性」と呼びかえられてもよいだろう。ともあれ、ここで重要なのは、三つの水準は相互に関係を持ちつつも、個々に固有のダイナミクスを有した独立の水準である、ということである。例えばオマリーは、保険数理的テクノロジーを例にとり、それが福祉国家的合理性と結びついて社会保険をはじめとする諸テクニクを発達させることもあれば、新自由主義的合理性と結びついて私保険をはじめとする諸テクニクを発達させることもある、と論じている。本論文の関心にひきつけていえば、同様のことは規律に関してもあてはまる。規律は常に福祉国家的戦略／合理性と結びつくとは限らない。テクノロジーがいかなる合理性と結びつくかは、その作動を経験的に吟味するまではオープンなのである。

相異なる社会的テクノロジーの相対的突出とその役割は、むしろあらゆる社会的セッティングの中で上昇している政治的合理性に依存するのである。

（O'Malley 1996 : 190）

¹¹ ちなみに、オマリーは四つ目の水準として「テクニク」にも言及している。テクニクは、テクノロジーの適用の諸形態、ないしは個々の構成要素であり、例えば監獄、学校、試験やケース記録などなどは規律テクノロジーの主要テクニクである。本論文における用語法もこのオマリーの区別に従っている。

以上の検討からも、現代の諸介入を新自由主義と結びつけて論じる議論が陰に陽に依拠していた「規律から管理へ」テーゼを支える諸前提は、それが規律に対するフーコー（フーコー派社会学）の議論から導かれたものである半面、フーコー（フーコー派社会学）内在的に必ずしも正当化されえない主張を含むものであった。フーコー的意味での規律とは、先に確認したとおり、「個別化に基づく規範化と序列化」をエッセンスとするものであり、開放空間で希釈化されたかたちであっても作動する、主権や安全等の他のテクノロジーと並び立つ、特定の歴史の日付や福祉国家的合理性に限定されないテクノロジーなのである。

「規律から管理へ」テーゼは、現代社会において規律が後退していることを自明視する議論にとって強力な拠りどころとなっていた。しかし、前節と本節の議論は、同テーゼ自体が（規律理解としては）必ずしも妥当なものではないこと、それゆえに現代社会を理解するうえで規律が必ずしも「時代遅れ」の概念ではなく、むしろ従来とは異なるかたちで位置づけられ得る可能性があることを示唆している。だとすれば、「規律から管理へ」テーゼを相対化したわれわれにとっての次なる課題は、そうした現代社会と規律との関係性をどのように考えるか、という点であろう。もとより、本論文はこの問いに正面から取り組むものではないが、最後に考察に向けたいくつかの方向性を示すことで議論を閉じることにしたい。オマリイの議論が示していたように、規律はテクノロジーの水準に位置づけられるものであり、必ずや特定の合理性とのみ接合すると考える必要はない。そして、フーコー自身が論じていたように、他のテクノロジーとのあいだに複雑な関係性を切り結びながら統治の「三角形」を形成するものでもある。もしそうであれば、われわれは福祉国家的合理性とは別様の現代の統治的合理性に基づく規律や、管理的な安全テクノロジーや主権テクノロジーとも共存しつつ新たな統治上の役割を帯びる規律といったものを想像することが可能かもしれない。

5. 現代における規律の位置価——われわれは「新自由主義的規律」について考えることができるか？——

フーコーが主権権力と区別される近代的権力の範型として定式化した規律は、1980年代から1990年代にかけて、学問領域を問わずさまざまな（批判的）社会分析において極めて重要な分析概念となった。ところが、主として福祉国家の画一性や暴力性を批判するための概念であった規律は、福祉国家の退潮とともにその理論的地位を後退させていく。現代社会は、「規律社会から管理社会へ」と移行しているのであり、新自由主義やポスト福祉国家を分析するための概念として規律は不適切なものとみなされているのである（「規律から管理へ」テーゼ）。しかし、フーコー自身のテキスト等に依拠すれば、「規律から管理へ」テーゼにおける規律理解は必ずしも妥当なものとは言えない。規律は「個別化に基づく規範化と序列化」をエッセンスとするものであり、開放空間で希釈化されたかたちであっても作動する、主権や安全等の他のテクノロジーと並び立つ、特定の歴史の日付や福祉国家的合理性に限定されないテクノロジーなのである。

「規律から管理へ」テーゼが相対化されるとき、われわれの前にはじめて次のような問いが差し出される。現代社会において「個別化に基づく規範化と序列化」としての規律実践はどの

ような役割、機能を果たしているのか。その他の主権、安全といったテクノロジーと規律はどのような関係を切り結んでいるのか。そして、現代の規律はいかなる統治的合理性の水準に依拠しつつ、作動しているのか――。

本論文を閉じるにあたって、こうした問いを考えるうえでヒントとなると思われる幾つかのアイデアを、極めてラフなかたちではあるが、要約的に列記しておくことにしたい。

第一に、「規律から管理へ」テーゼを支えていた経験的動向に対して、さまざまな側面から再検討を加えておく必要があるだろう。「規律から管理へ」テーゼは、各領域を横断して生じている規律の過少状況（教育の削減、医療の私事化、厳罰化と過剰収容）によって、その説得性が担保されていた側面がある。しかし、たとえば矯正領域においては、2000年代以降認知行動療法を中心とする教育的処遇が、「エビデンス・ベースド・プラクティス」の趨勢のもとで影響力を増していることが報告されている（平井 2014）。矯正施設はハイリスク層を隔離収容しておくための無害化装置であるどころか、近年においてますます社会復帰を志向する場所へ、その姿を変えている可能性があるのだ。重要なのは、こうした社会復帰のルネサンスというべき状況が、厳罰化や予防・監視といった異なる動向と対立するというよりは共振しつつその機能を新たにしているように見えることである。もはや矯正領域は規律であれ管理であれ、それだけで説明することは難しい。だとすれば、規律の再上昇の分析に加え、規律が他のテクノロジー（厳罰的な主権の処罰や、安全テクノロジーに依拠する監視や予防）とどのように共存しているのかという点の検討が不可欠だろう。すなわち、現代における規律の経験的分析は、規律以外のテクノロジーとの相関分析へとつながるものでなければならない、ということである。

第二に、そのことを考えるうえで、管理社会論がヒントを提供してくれるかもしれない。管理社会論における規律の後退という主張は首肯することができないものの、その他多くの指摘は傾聴に値する。たとえばネグリとハートは、管理社会の特徴を、さまざまな制度的閉空間の境界（「条理」）の喪失（「平滑化」）という事態に求めている。

変化したことといえば、制度の解体に伴って、規律の諸装置が社会的領野の中で空間的に限定され境界づけられることがますます少なくなっているということである。監獄の規律、学校の規律、工場の規律などは、主体性が異種混交的に生み出されるなかで絡み合う。その結果、管理社会への移行においては、規律社会の超越的な諸要素が衰退するのと同時に、内在的な側面がきわだち、かつ全般化するのである。

(Negri and Hardt 2000=2003 : 419)

確かに、ポスト福祉国家の時代においては、「大きな物語」としての唯一の真理を規律の超越的拠り所とすることはできない。しかしながら、本論文でも検討したように、閉鎖空間から解放放たれ、平滑空間のなかに置かれたとしても規律はすなわち消滅を運命づけられるわけではない。ネグリらが述べるように、規律はかつてのように学校、工場、監獄といった閉鎖空間においてなされるのではないが、国家の枠組みや個々人のライフコースを横断／縦断しながら非超越的なかたちで遍在（全般化）する可能性があるのだ。

ところで、ネグリとハートはこうした平滑空間において差異が消去されるわけではない点に注意を促している。平滑化された管理社会においては、差異は「新しい区分化」(Negri and Hardt 2000=2003 : 425) として存在するのであり、それは「近接性」(Negri and Hardt 2000=2003 : 425) として特徴づけられるものである。たとえば、まさに異種混交化が進行している世界の超巨大都市においては、同時に「富める者と貧しい者の物理的距離が縮小している」(Negri and Hardt 2000=2003 : 426) 様子が観察できる。そこでは、ローカル(近接的)な局面での差異葛藤を顕在化させないよう、新しいかたちの分離——例えばゲーティッド・コミュニティのような——が模索される(酒井 2001 : 269-273)。グローバリゼーションがもたらした国境の地位低下が平滑化のマクロな次元だとすれば、まさにグローバリゼーションによって作り出されたインナーシティにおける人種間の近接的な対立は、よりミクロなレベルでの「新しい区分化」に起因するものであろう。だとすれば、管理社会における規律の経験的展開を考えるうえでは、こうした「新しい区分化」——おそらくそれは伝統的な階級、人種、民族といった属性と密接に関わりつつもびったりとは重ならない——と(遍在化する)規律(および他のテクノロジー)がどのように関わるのか、という問いが考察の手がかりとなるかもしれない。

第三に、この問いと関連して、新自由主義的合理性に対する検討が不可欠になるとと思われる。フレイザーは、規律の後退という前提は保ちつつも、新自由主義やポストフォーディズムの時代においては新しいタイプの主体化の様式が現れると述べている。

新たなポストフォーディズムの様式の主体化が生まれている。ヴィクトリア朝時代の個的に規範化された主体とも、フォーディズムの集合的福祉の主体とも異なり、新たな統治性の主体は積極的に責任を担うエージェントなのである。

(Fraser 2003=2003 : 36、訳は一部改めた)

加えて、フレイザーはこの新たな統治性が「分割された」(Fraser 2003=2003 : 36) ものであることに留意を促す。

ある者にとっては責任を伴った自己規制、別の者にとっては乱暴な抑圧というわけである。この「二重社会」では、超競争的で、完全にネットワーク化された領域と、排除された成績の悪い者たちの区域とが共存するのである。

(Fraser 2003=2003 : 36)

フレイザーがカステルに依拠しながら述べる「二重社会」は、ネグリとハートの言う「新しい区分化」の議論と共振する。ハンナ＝モファット(Hannah=Moffat K.)は、カナダの女子受刑者に対する新自由主義的刑罰政策／実践の動向を経験的に追う中で、「規律から管理へ」テーゼに依拠するこれまでの議論では非規律的テクニックとされることの多かった保険数理主義が、規律と結びつきながら作動しうることを明らかにしている(Hannah=Moffat 1999・2001)。そこでは、保険数理主義的なアセスメントに基づき、ハイリスク層が選別されたうえで認知行

動療法に依拠した規律的処遇が実施されているというのである。ハンナ＝モファットの議論や先述した矯正領域における規律的処遇の再上昇は、フレイザーたちの議論に対する経験的な側面からの補遺となるものであろう。新自由主義的合理性のもとでは、自己に対して積極的に責任を引き受けるアクティブなエージェントであり続けられる人間か／そうでないか、という観点で社会が二重化する。規律や保険数理主義的テクニックは、そうした二重社会を秩序あるかたちで統治するうえで機能的に配備されている可能性があるのだ。

再び犯罪・矯正領域を例にとれば、人口総体を対象とする安全テクノロジーは逸脱行動の予防やハイリスク層のあぶり出しといった任を担いつつ、一度失敗してしまった矯正施設入所者に対しては認知行動療法に基づく規律テクノロジーが作動するかもしれない。また、それでも繰り返して失敗してしまう者に対しては主権的な厳罰処遇の対象となり得ようし、主権テクノロジーはそれ以前に道徳主義・国家主義的な国民啓発のために動員されることも考えられる。言うまでもなく、コミュニティにおける脱国家化されたボランタリーな介入セクターも、上記の諸テクノロジーと密接なネットワークを構成するはずである (Rose 1999、平井 2014)。

もちろん、ここで述べたことは、経験的分析に向けた仮説というにもおこがましいほどのラフなものであり、今後更なる精緻化が求められよう。しかし、特に新自由主義との関係を念頭に置くならば、現代の規律をめぐる研究展開はその作動のあり方に関する経験的分析だけに限られないと思われる。かつての福祉国家的規律をめぐる社会学的議論は、規律の暴力性、画一性、権力性といった面に「批判」的関心を寄せていった。現代の規律を分析するにあたっては、「個別化に基づく規範化と序列化」に対する、かつての国民国家／福祉国家批判とは異なるかたちでの批判的な——それゆえに規範的な——検討の可能性が模索されるべきだろう。フレイザーの言うような新自由主義のもとでの「責任化されたエージェント」に向けた規律が生み出す規範化と序列化が（福祉国家的規律が有していたものとは異なる）いかなる問題をはらんでいるのか、という点からの分析は、字義通りの規律批判を超えて、社会構想の学としての現代社会学にとってひとつの重要テーマとなりうる。

かつて規律批判華やかなりし頃の学的遺産は、現代においてそのまま相続できるものではない。しかしながら、規律批判それ自体を放棄してしまうことは、社会学や現代社会分析にとって二つの意味で理論的後退を意味するだろう。第一にそれは、現代において再上昇しているかもしれない規律の作動のあり方や新自由主義との関連性を理論化する学的任務から自ら撤退することを意味する。そして第二に、新自由主義と接合した規律がもたらす規範化と序列化に対する批判的分析を等閑視することで、新自由主義そのものに対する批判を不十分なものとしてしまう。レムケ (Lemke T.) が述べるように、また、本論文でも強調してきたように、「フーコーによれば、規律訓練とは、極めて異なった社会編成や歴史的時代においてはたらく権力のテクノロジーであ」 (Lemke 2003=2003 : 48) り、新自由主義的合理性と接合しながら二重社会のなかで管理的な安全テクノロジー等とともに作動することは決してあり得ないことではない。だとすれば、「規律から管理へ」テーゼを相対化したわれわれは、「規律的新自由主義 (disciplinary neoliberalism)」 (Lemke 2003=2003 : 48、訳は一部改めた) より精確には「新自由主義的規律 (neoliberal discipline)」 (平井 2014) というべきものに関する経験的・規範

的分析の途へ、歩みを進めるべきではないだろうか¹²。

<文献>

- 東浩紀, 2007, 『情報環境論集—東浩紀コレクション S』講談社.
- 東浩紀・大澤真幸, 2003, 『自由を考える—9・11以降の現代思想』NHK出版.
- Bauman, Z., 2000, "Social Issues of Law and Order," *The British Journal of Criminology*, 40(2): 205-221.
- Castel, R., 1991, 'From Dangerousness to Risk,' in G. Burchell, C. Gordon and P. Miller eds., *The Foucault Effect: Studies in Governmentality*, Harvester/Wheatsheaf, London, 281-298.
- Cohen, S., 1985, *Visions of Social Control*, Cambridge: Polity.
- Deleuze, G., 1990, *Pourparlers 1972-1990*, les Editions de Minuit. (=1992, 宮林寛訳『記号と事件—1972 - 1990年の対話』河出書房新社.)
- Feeley, M. & J. Simon, 1992, "The New Penology," *Criminology* 30(4): 449-474.
- Foucault, M., 1975, *Surveiller et Punir: Naissance de la Prison*, Gallimard (=1977, 田村淑訳『監獄の誕生——監視と処罰』新潮社.)
- Foucault, M., 1976, *La Volonté de Savoir*, Gallimard. (=1986, 渡辺守章訳『知への意志——性の歴史 I』新潮社.)
- Foucault, M., 1999, *Les Anormaux: Cours au Collège de France (1974-1975)*, Gallimard/Le Seuil. (=2002, 慎改康之訳『異常者たち: コレージュ・ド・フランス講義 1974-1975年度 (ミシェル・フーコー講義集成 5)』筑摩書房.)
- Foucault, M., 2003, *Le Pouvoir Psychiatrique: Cours au Collège de France (1973-1974)*, Gallimard/Le Seuil. (=2006, 慎改康之訳『精神医学の権力: コレージュ・ド・フランス講義 1973-1974年度 (ミシェル・フーコー講義集成 4)』筑摩書房.)
- Foucault, M., 2004, *Sécurité, Territoire, Population: Cours au Collège de France (1977-1978)*, Gallimard/Le Seuil. (=2007, 高桑和巳訳『安全・領土・人口: コレージュ・ド・フランス講義 1977-1978年度 (ミシェル・フーコー講義集成 7)』筑摩書房.)
- Fraser, N., 2003, From Discipline to Flexibilization?, *Constellations*, 10(2): 160-171. (=2003, 高橋明史訳「規律訓練からフレキシビリゼーションへ?」『現代思想』31(16): 26-39.)
- 藤田英典, 1997, 『教育改革』岩波書店.
- 藤田英典, 2001, 『新時代の教育をどう構想するか』岩波書店.
- Garland, D., 1985, *Punishment and Welfare*, Aldershot: Gower.
- Garland, D., 2001, *The Culture of Control*, Oxford: Oxford University Press.
- 平井秀幸, 2010, 「『解放性』ゆえの“収斂”、“収斂”ゆえの『困難性』」『研究紀要』80: 57-86.
- 平井秀幸, 2014, 「新自由主義的規律としての認知行動療法」『四天王寺大学紀要』57: 111-136.
- 広田照幸, 2009, 『格差・秩序不安と教育』世織書房.
- Hunter, I., 1994, *Rethinking the School: Subjectivity, Bureaucracy, Criticism*, Sydney: Allen and Unwin.
- 市野川容孝, 「社会的なものと医療」『現代思想』32(14): 98-125.

¹² 平井 (2014) は、そのためのひとつの試みである。

- 伊藤茂樹・仲野由佳理・平井秀幸, 2012, 「少年矯正の教育テクノロジー」『駒澤大学教育学研究論集』28: 89-132.
- Kemshall, H., 2002, "Effective Practice in Probation," *The Howard Journal*, 41(1): 41-58.
- Kendall, K., 2004, "Dangerous Thinking: A Critical History of Correctional Cognitive Behaviouralism," Mair, G. ed., *What Matters in Probation*, Cullompton: Willan Publishing, 53-89.
- 光本滋, 2008, 「国立大学の独立行政法人化——大学の新自由主義改革——」佐貫浩・世取山洋介編『新自由主義的教育改革』大月書店, 157-169.
- Moore, D. & K. Hannah=Moffat, 2005, "The Liberal Veil: Revisiting Canadian Penalty," Pratt, J. et al. eds., *The New Punitiveness: Trends, Theories, Perspectives*, Cullompton: Willan Publishing, 85-100.
- Lauder, H., P. Brown, J. Dillabough, and A.H. Halsey eds., 2006, *Education, Globalization, and Social Change*, Oxford: Oxford University Press. (=2012, 広田照幸ほか編訳『グローバル化・社会変動と教育1』荻谷剛彦ほか編訳『グローバル化・社会変動と教育2』東京大学出版会.)
- Lemke, T., 2003, Comment on Nancy Fraser: Rereading Foucault in the Shadow of Globalization, *Constellations*, 10(2): 172-179. (=2003, 高橋明史訳「ナンシー・フレイザーに対するコメント」『現代思想』31(16): 40-48.)
- Lipsey, M. et al., 2007, *Cognitive-behavioral programs: Effects for criminal offenders*, (http://db.c2admin.org/doc-pdf/lipsey_CBT_finalreview.pdf). (=2008, 津富宏訳「犯罪者に対する認知行動療法プログラムの効果」龍谷大学矯正・保護研究センター編『キャンベル共同計画介入・政策評価系統的レビュー』1: 55-87.)
- 中井孝章, 2008, 『学校身体管理技術』春風社.
- 仁平典宏, 2009, 「＜シティズンシップ／教育＞の欲望を組みかえる——拡散する＜教育＞と空洞化する社会権——」広田照幸編『自由への問い5 教育』岩波書店, 173-202.
- Olssen, M., J. Codd, A. O'Neill eds., 2004, *Education Policy*, London: Sgae.
- O'Malley, P., 1996, "Risk and Responsibility," in A. Barry et al. eds., *Foucault and Political Reason: Liberalism, Neo-liberalism and Rationalities of Government*, London: University College London Press, 189-208.
- 大内裕和, 2003, 『教育基本法改正論批判——新自由主義・国家主義を越えて——』現代書館.
- Rose, N., 1999, *Powers of Freedom*, London: Sage.
- 酒井隆史, 2001, 『自由論』青土社.
- 渋谷望, 2003, 『魂の労働』青土社.
- 下山晴彦, 2007, 「今、なぜ認知行動療法か」下山晴彦編『認知行動療法』金剛出版, 13-19.
- 白石嘉治, 2005, 「事件——埼玉大学の「協定」と非常勤講師大量解雇」白石嘉治・大野英士編『ネオリベ現代生活批判序説』新評論, 10-17.
- Simon, J., 1987, The Emergence of Risk Society, *Socialist Review* 95: 61-89.
- 田中智志, 2009, 『教育思想のフーコー』勁草書房.
- Wacquant, L., 1999, *Les Prisons de la Misère*, Paris: Éditions Raisons d'Agir. (=2008, 森千香子・菊池恵介訳『貧困という監獄』新曜社.)
- 世取山洋介, 2008, 「新自由主義教育改革を基礎づける理論の展開とその全体像」佐貫浩・世取山洋介編『新自由主義的教育改革』大月書店, 36-53.
- Young, J., 1999, *The Exclusive Society: Social Exclusion, Crime and Difference in Late Modernity*,

Sage. (=2007, 青木秀男・伊藤泰郎・岸政彦・村澤真保呂訳『排除型社会：後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版.)

Does Our Society Really Transform from a Disciplinary Society to a Control Society?: An Attempt toward a Study of Contemporary Discipline as “Normation and Hierarchization Based on Individualization”

Hideyuki HIRAI

【Abstract】

Discipline, which was conceptualized by Foucault as a type of modern power distinguished from sovereign power, had much influence on various (critical) social analyses across academic disciplines in the 1980s and the 1990s. Discipline was once a concept basically used to conduct critical analyses on homogeneity and oppressiveness of welfare states. However, it decreased in theoretical status as welfare states went into a decline. Academics of various fields say that contemporary society is transforming from a disciplinary society to a control society, and discipline is now recognized as an inappropriate concept to analyze neoliberalism or the post-welfare states. We call that kind of understanding the “from discipline to control” thesis in this paper.

The thesis itself and its understanding of discipline, however, are not necessarily reasonable in the light of Foucault’s own work. The essence of discipline is “normation and hierarchization based on individualization.” Discipline is a governmental technology which can be correlated to any other governmental rationalities than the welfarist one. Moreover, it can inconspicuously operate in any open space and time together with other technologies such as sovereign and security.

Keywords : Discipline, Control, Foucault

